

電気需給約款

(高 圧)

2023年1月1日実施

格安電力株式会社

I 総則

1. 適用

- (1) この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）は、格安電力株式会社（小売電気事業者登録番号 A0393、以下「当社」といいます。）との電力需給契約にもとづき、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業社（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける電力需要者に対して、当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本契約は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域	適用地域
東北電力ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県

2. 本約款の変更

- (1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は本約款を変更することがあります。この場合には、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は変更後の内容によります。
- (2) 託送供給等約款の変更、恒例の制定もしくは改廃により、本約款を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の着想供給約款または法令をふまえ、本約款を変更することがあります。これらの場合、効力時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (3) 本約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、電力需要者との契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) (3)にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

本約款および電力需給契約申込書兼契約書（以下「電力需給契約書」という）で使用される用語を以下のとおり定義いたします。

- (1) 「電力需要者」とは、当社と電力需給契約を締結した者をいいます。
- (2) 「個別条件」とは、電力需給契約書に定める個別の電力需給条件を意味します。
- (3) 「託送供給等約款」とは、電力需要者の需要場所を管轄する当該一般送配電事業者が、契約締結時に実施している託送供給等約款を意味します。なお、当該一般送配電事業者が契約期間中に託送供給等約款を改定し、これを実施した場合には、改定された託送供給等約款に準拠するものといたします。

- (4) 「契約電力」とは、当社と電力需給契約を締結した電力需要者が、当社より供給を受けることが可能な最大電力として電力需給契約書に記載される電力（kW）を意味します。
- (5) 「契約電力量」とは、契約電力による30分単位の電力量をいい、契約電力を2除した数値と同一といたします。
- (6) 「契約超過電力」とは、契約電力量を超過する30分の電力量を2倍した値であって、かつ、当該月で最大のものを意味します。
- (7) 「供給開始日」とは、契約履行のため、当社が当該一般送配電事業者と締結した接続供給契約における接続供給開始日を意味します。
- (8) 「使用電力量」とは、電力需要者が当社から受給して使用した電力量であって、需要場所に当該一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量を意味します。
- (9) 「超過電力」とは、電力需要者が契約電力量を超過して電力を使用した場合における、当該超過部分を意味する。
- (10) 「基本料金単価」とは、本約款または電力需給契約書に記載する基本料金単価を意味するものといたします。
- (11) 「従量料金単価」とは、本約款または電力需給契約書に記載する従量料金単価を意味するものといたします。
- (12) 「一般送配電事業者」とは、電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (13) 「給電指令」とは、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に基づいて実施する電力需要者の電力使用に関する指示（制限、一部中止および全部中止）を意味します。
- (14) 「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および地方税の規定による地方消費税の両方に相当する金額を意味します。
- (15) 「夏季」とは、毎年7月1日から、9月30日までといたします。
- (16) 「その他季」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までといたします。
- (17) 「重負荷時間」とは、附則5（時間帯区分）に供給区域ごとに定める時間をいいます。
- (18) 「ピーク時間」とは、附則5（時間帯区分）に供給区域ごとに定める時間をいいます。
- (19) 「昼間時間」とは、附則5（時間帯区分）に供給区域ごとに定める時間をいいます。
- (20) 「夜間時間」とは、附則5（時間帯区分）に供給区域ごとに定める時間をいいます。
- (21) 「休日」とは、土曜日および附則4（休日等）に定める時間をいいます。
- (22) 「平日」とは、(21)以外の日をいいます。
- (23) 「平均市場価格算定期間」とは、一般社団法人日本卸売電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規定に定める翌日

取引をいいます。)に係る情報にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月21日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の1月20日までの期間といたします。

- (24) 「貿易統計」とは、関税法にもとづき公表される統計を指します。
- (25) 「平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間」とは、貿易統計の輸出品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）といたします。
- (26) 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー措置法」という。）第36条第1項に定める賦課金を指します。
- (27) 「債権譲受人」とは、当社が料金その他の債務に係る債権を譲渡する、当社が定める第三者をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において、料金その他を計算する場合における単位及び端数処理の方法については、以下のとおりといたします。

- (1) 電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、端数については、少数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。
- (2) 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、端数については少数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセントとし、端数については、小数点以下第1 位で四捨五入するものといたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、端数については切り捨てるものといたします。

II 契約種別および電気料金

5. 電力需給契約締結前の確認事項

電力需要者が新たに電力需給契約を希望される場合、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の方法により申し込みいただきます。

需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、契約種別、供給電気方式、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、連絡体制および料金の支払方法

なお、契約種別は、常時供給電力、自家発補給電力、予備電力とし、電力需給契約の特約事項に自家発補給電力または予備電力を供給する旨の記載がない限り、常時供給電力のみを供給するものとします。

6. 需給契約の成立

(1) 電力需給契約は、電気の供給に関する諸条件を確認させていただいたうえで契約条件について電力需要者と当社との間で合意に達し、電力需給契約書を締結したときに、当社と当該一般送配電事業者との間で電力需要者と当社との間の電力需給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、電力需要者と当社との間に成立いたします。

(2) 当社は、法令等、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、お申し込み内容の不備、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社と電力需要者との他の契約の料金その他の支払債務を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、電力需要者が本約款の内容を承諾していただけない場合、託送供給等約款における需要者に関する事項にご協力いただけない場合、電力需給契約の申込が電力需要者本人の意思にもとづくものと確認できない場合、その他やむをえない場合には、電力需要者の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、電力需要者に対し、その理由をお知らせいたします。

7. 契約期間

当社と電力需要者の間の電力需給契約書は、供給開始日より1年をもって契約期間を満了するものといたします。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、電力需要者または当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年ごとに延長されるものといたします。

8. 契約の要件

当社は、当該一般送配電事業者の託送供給等約款により、当該一般送配電事業者と接続供給契約を締結し、当該一般送配電事業者の供給設備を使用して電力需要者に電気を供給いたします。それに伴い、電力需要者には、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ託送供給等約款における需要者にかかわる事項および技術要件を遵守し、当該一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

9. 契約保証金

- (1) 電力需給契約の締結に際し、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができます。
- (2) 電力需給契約の締結に際し、当社が、電力需要者に対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、電力需要者が債務の履行を遅延した場合には、当社は、電力需要者に対し、予想月額料金3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができます。
- (3) 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、電力需要者の負荷率、操業状況および同一業種の負荷率を勘案して当社が算定するものとしたします。
- (4) 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者が当社に対してなすべき債務の履行を遅延し又は履行しなかった場合には、当社は1項または2項の規定に従い、電力需要者から差し入れを受けた保証金を当該債務の弁済に充当することができます。
- (5) 電力需給契約が終了した場合において、電力需要者に対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、保証金の残額を電力需要者に返還するものとしたします。なお、当社は、返還すべき保証金に利息を付さないものとしたします。

Ⅲ 供給電力

10. 需要場所

電力需給契約において当社と電力需要者との協議によりあらかじめ定める当社が電気を供給する電力需要者の需要地点をいい、原則として以下のように取り扱います。

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へい、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 前2項にかかわらず、対象建物が当該一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取り扱いといたします。

11. 電力需給契約の単位

当社は電力需要者の希望に応じて、1法人または1供給地点特定番号について、1電力需給契約を結びます。

12. 契約電力および周波数

- (1) 契約電力は、以下の区分に従って定めるものとしたします。

イ 契約電力が500kW 以上の場合

- (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等

を基準として、電力需要者および当社の協議によって定めるものといたします。

- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものといたします。

ロ 契約電力が500kW 未満の場合

- (イ) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、本契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものといたします。
- (ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものといたします。
- (ハ) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けている電力需要者の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を本条第1項によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、本項によって定めるものといたします。

- (2) 電力需要者が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにし、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものといたします。
- (3) 周波数は、東北電力ネットワーク株式会社および東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域の場合は、標準周波数50ヘルツ（ただし、新潟県佐渡市、妙高市、糸魚川市および群馬県の一部において標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。）とし、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域の場合は、標準周波数60ヘルツ（ただし、長野県の一部において標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。）といたします。

IV 料金

13. 料金

電力需要者は、供給開始日以降、基本料金、従量料金（附則1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および附則2（離島ユニバーサルサービス調整）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を含みます。）および附則2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額を当社に対して支払うものいたします。

(1) 基本料金および従量料金は、契約種別ごとに次のとおりいたします。ただし、電力需給契約書に別に定める場合には、電力需給契約書のとおりいたします。

イ 業務用高圧電力A

(イ) 対象となる電力需要者

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりいたします。

当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力Aの基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりいたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

当該一般送配電事業者が電気最終保障供給約款に定める最終保障電力Aの基本料金率のうち、(イ)のお客さまに適用するもの

(ニ) 電気最終保障供給約款の変更に伴う切替措置

当該一般送配電事業者の

ロ 産業用高圧電力B

(イ) 対象となる電力需要者

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるものを対象といたします。

(ロ) 基本料金

基本料金は、1月につき契約電力1キロワットに対して次のとおりといたします。

供給区域	基本料金
東北電力ネットワーク株式会社	2,376円00銭
東京電力パワーグリッド株式会社	2,178円00銭
中部電力パワーグリッド株式会社	1,999円91銭
北陸電力送配電株式会社	1,900円80銭
関西電力送配電株式会社	2,277円00銭
中国電力ネットワーク株式会社	2,079円00銭
四国電力送配電株式会社	2,179円88銭
九州電力送配電株式会社	2,455円20銭

(ハ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量1キロワット時に対して次のとおりといたします。なお、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

供給区域	夏季料金	その他季料金
東北電力ネットワーク株式会社	16円93銭	15円73銭
東京電力パワーグリッド株式会社	18円39銭	17円17銭
中部電力パワーグリッド株式会社	18円62銭	17円40銭
北陸電力送配電株式会社	14円54銭	13円43銭
関西電力送配電株式会社	14円59銭	13円49銭
中国電力ネットワーク株式会社	15円14銭	13円92銭
四国電力送配電株式会社	15円68銭	14円51銭
九州電力送配電株式会社	14円45銭	13円38銭

(2) 料金は、電力需給契約ごとに第13条(1)に定める料金単価を適用して算定いたします。ただし、料金単価を別に定める場合には、電力需給契約書の定めた料金単価を適用して算定いたします。また算定後はすみやかに電力需要者にその請求額を通知いたします。

(3) 力率割引および割増し

需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(3) 当社は、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める接続送電サービス料金等や最終保障供給約款に定める最終保障電力の料金等が改定された場合、または消費税、

石油石炭税等が改定された場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。

イ 契約種別が(1)イまたは(1)ロの場合第2条に定める方法によります。

ロ イ以外の場合

(イ) 当社は、事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面で電力需要者に通知いたします。

(ロ) 電力需要者は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力需給契約を解約することができます。この場合には、電力需給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。

(ハ) 上記の(ロ)に定める期限までに、電力需要者より解約の通知がない場合は、電力需要者は新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

(5) 当社は、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合は、次の手順に従い、新たな料金単価を定めることができます。

イ 契約種別が(1)イまたは(1)ロの場合第2条に定める方法によります。

ロ イ以外の場合

(イ) 当社は新たな料金単価、および新料金単価適用開始日を、新料金単価適用開始日の3ヶ月前までに、書面で電力需要者に通知いたします。

(ロ) 電力需要者は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに当社に対して書面にて解約を通知することで電力需給契約を解約することができます。この場合には、電力需給契約は本約款の規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとし、当社は、第33条に定める解約金を申し受けません。

(ハ) 上記の(ロ)に定める期限までに、電力需要者より解約の通知がない場合は、電力需要者は新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

14. 料金の支払方法

(1) 電力需要者の支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日とします。ただし、計器の故障によって正しく計量できない場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が当該一般送配電事業者の協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。

(2) 電力需要者へのご請求は、支払義務が発生する月の当月もしくは翌月に行います。

- (3) 当社は、電気料金その他請求額を、当社が構築したWEB サイト（請求額の電子データ等を電力需要者の閲覧に供するためのインターネットサイトをさします。）に登録した電子データにより電力需要者の閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、電力需要者にご請求を行ったものとしたします。また当社 と契約後、WEBサイト登録に時間を要することがございます。WEB サイトに請求額を反映するのに時間がかかる場合は、ご登録いただいているメールアドレス宛に請求額を送付します。
- (4) 電力需要者は、別途電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、電力需要者は当社が別に定める手数料を支払うことを要します。
- (5) 電力需要者の電気料金は、当社が請求を行った月の期日までにお支払いいただきます。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15 条第1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その翌日（日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日）に電気料金を支払っていただきます。
- (6) 電力需要者による当社への支払いが遅れた場合は、当社は電力需要者に対して、支払日の翌日から起算して支払日に至るまでの期間につき、年率10パーセントの遅延利息の支払いを求めることが出来るものとしたします。

15. 事情変更

- (1) 電力需要者および当社は、電力需給契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本約款に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して電力需給契約書の全部または一部を変更することができる。
- (2) 前項の場合において、電力需給契約書に定める条項を変更する必要があるときは、電力需要者および当社は協議して書面により定めるものとしたします。

V 電力の使用および供給

16. 電力需要者の電力受給権

電力需要者は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができます。

17. 当社の電力供給義務

当社は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、電力需要者が需給場所にて使用する電力を需要地点で電力需要者に供給する義務を負います。

18. 電力の託送供給のための手続

電力需要者は、託送供給等約款の規定に従い、当該一般送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて当該一般送配電事業者との間で給電申合わせ書等を締結するものとしたします。

19. 電力使用統計提出義務

電力需要者は、当社と電力需給契約を締結後、当社が求めた場合、過去の使用電力実績を当社に対して提出するものいたします。

20. 調整装置または保護装置の設置を要する場合

電力需要者は、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがあるときは、電力需要者の費用負担で必要な調整装置又は保護装置を電力需要者の需要場所に設置するものいたします。特に必要があると当該一般送配電事業者が認定し、当該一般送配電事業者が供給施設の新設又は変更する場合、電力需要者は当該費用を負担するものいたします。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- (5) その他、上記各号に準ずる場合

21. 超過使用

- (1) 第12条第1項第ロ号の場合を除き、電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合等不相当と認められる場合は、当社は電力需要者と協議の上、翌月以降の契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金および予備送電サービス料金を変更することができるものいたします。
- (2) 電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または予備送電サービス電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は電力需給契約を解除することができるものいたします。この時、精算金等が発生した場合は、電力需要者の負担といたします。
- (3) 電力需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合、電力需要者は以下の算定式によって算出される契約超過金を第13条に規定される料金に加算して支払うものいたします。なお、契約超過金相当分に関しては、第13条第3項の力率を適用するものいたします。

(算定式)

[超過電力 (kW) × 基本料金単価 (円/kW・月) × 1.5]

VI 保安、工事、工事費の負担

22. 受電に必要な設備の工事

当社と電力需要者が、当社より電力の受電を開始するために必要となる設備の設置および工事については、当社の費用負担により、当社が行うものいたします。

23. 立入検査受忍義務

当社は以下の業務を実施するため、電力需要者の承諾を得て、当社の作業員を電力需要者の土地もしくは建物に立ち入らせ、または、当該一般送配電事業者もしくは当該一般送配電事業者の指定する第三者をして電力需要者の土地もしくは建物に立入らせることができます。電力需要者は、当社からかかる立入要請を受ける場合、正当な理由がない限り、当該承諾を拒むことはできません。

- (1) 需要場所内に当社または当該一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 電力需要者による不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電力使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第24条（電力供給の停止）および第25条（電力供給の中止等）第1項に必要な措置
- (5) その他、電力需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

24. 電力供給の停止

- (1) 電力需要者が次のいずれかに該当する場合、当社は電力需要者への電力の供給を停止することができます。
 - イ 電力需要者の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
 - ロ 需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ 電力需要者が、当社の書面による事前承諾なくして、当該一般送配電事業者の電線路または引き込み線と電力需要者の電気設備との接続を行った場合
 - ニ その他、本約款、電力需給契約書および託送供給等約款上の電力需要者の義務に違反した場合
- (2) 電力需要者が、次のいずれかに該当し、当社が電力需要者に対してその旨を停止の5日前までに警告しても改めない場合には、当社は電力需要者への電力供給を停止することができます。
 - イ 電力需要者の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
 - ロ 電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の供給設備または電気を使用した場合
 - ハ 電力需要者が託送供給等約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
 - ニ 電力需要者が支払期日を経過しても電力料金を支払わない場合
- (3) 本条に基づき、当社が電力需要者に対して電力の供給を停止した場合で、電力需要者がその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要す

ることになった債務を支払ったときには、当社は、当該一般送配電事業者との協議が整い次第、電力需要者に対して電力の供給を再開するものといたします。

25. 電力供給の中止等

当社は次のいずれかに該当し、当該一般送配電事業者から給電指令を受ける場合には、電力需要者への電力の供給を中止し、又は電力需要者の電力の使用を制限し、もしくは中止することができます。

- (1) 電力の需給上止むを得ない場合
- (2) 電力需要者または当該一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- (3) 電力需要者または当該一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事止むを得ない場合
- (4) 非常天災の場合
- (5) その他保安上の必要がある場合

26. 免責

- (1) 本約款の規定により、電力需要者が当社からの電力の供給を停止もしくは中止され、又は電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合（当該一般送配電事業者の責めに帰す場合も含む）、当社は電力需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものといたします。
- (2) 当社が電力需要者に対する電力の供給を停止もしくは中止し、又は電力の使用を制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めによる場合、当社は第13条1項記載の基本料金の1ヶ月分を上限として電力需要者に対する賠償責任に任じるものといたします。
- (3) 前2項の規定に拘わらず、電力需要者は当社を間接損害もしくはうべかりし利益等について免責とするものといたします。

27. 違約金補償

電力需要者が電気工作物の改変等によって不正に当該一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が当該一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、電力需要者は当該請求金額相当額を当社に支払うものとします。本条に定める電力需要者の支払義務は、電力需給契約の終了後も存続するものといたします。

28. 設備の賠償

電力需要者が故意又は過失によって、需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について当社が当該一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額を電力需要者は当社に賠償するものとします。

- (1) 修理可能の場合：修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合：帳簿価額と取替工費との合計額

29. 供給設備の工事費負担

- (1) 電力需要者の供給設備の工事について、当社が、当該一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、電力需要者は、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとします。
- (2) 工事費負担金額については、当該一般送配電事業者の託送供給等約款の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に記載される内容に準ずるものとします。

30. 料金および工事費の精算

- (1) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力の減少分残余分の比で按分したものといたします。
- (2) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものものといたします。
- (3) 電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額を電力需要者は当社に支払うものものといたします。
- (4) なお、次に該当する部分については、精算しないものとします。

イ 電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日からさかのぼって他事業者を含め1年以上継続されている部分（臨時接続送電サービスを除く）

ロ 電力需要者が電力需給契約の消滅または変更の日以降引き続き受電側接続設備又は供給側接続設備を利用され、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることとなった部分（臨時接続送電サービスを除く）

ハ 高圧受電において契約電力500kW未満の場合、契約電力、予備送電サービス契約電力の増加または減少分

VII 契約の終了

31. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな電力需要者が、それまで電気の供給を受けていた電力需要者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気

の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を速やかに当社へ文書により申し出るものとします。

32. 契約期間の満了および契約上の地位の移転

電力需要者と当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了により終了する。また、当社は、諸般の事情を総合的に考慮して、電力需要者と当社との間の電力受給契約における当社の地位を当社の指定する第三者に移転することができ、かつ電力需要者はあらかじめその旨承諾するものといたします。

33. 中途解約

- (1) 供給開始から1年経過後の解約については、希望解約日の3ヶ月前までに、電力需給契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものといたします。
- (2) 供給開始日より一年未満の解約については、電力需要者は当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費を支払うことにより、本契約を解約することができます。

解約金 = 1キロワットあたりの基本料金 × 0.5

$$\times \text{終了日に適用されている契約電力} \times 12 \times \frac{1}{365} \times \text{残存日数}$$

※ 残存日数とは契約終了日から、供給開始から1年目の日までの日数をいいます（契約終了日を含む）。

※ 閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。

34. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う料金の精算

電力需要者が契約電力を新たに設定または増加後に、需給契約が消滅する場合もしくは電力需要者が契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき当該一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金を電力需要者より申し受ける。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

35. 需給開始後の需給契約の消滅変更に伴う工事費の精算

電力需要者が電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または需給契約が消滅する場合に、当社が電力需要者に電気を供給するための当該一般小配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金ならびにその支払いに必要な手数料を電力需要者より申し受ける。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものといたします。

36. 当社の義務違反等による電力需要者の契約解除権

(1) 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、電力需要者は、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものといたします。

イ 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

ロ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

ハ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

ニ その他債権保全のため必要と認められるとき

ホ 前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 当社が本約款または電力需給契約の一つにでも違反し、電力需要者が20日の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置を取らないときは、電力需要者は当社への通知により電力需給契約を解除できるものといたします。

37. 電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権

(1) 当社は、電力需要者が次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除することができるものといたします。

イ 電力需要者が社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合

ロ 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

ハ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

ニ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

ホ その他債権保全のため必要と認められるとき

ヘ 前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は電力需要者の負担とする。

また、これにより電力需要者が受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものといたします。

(3) 本条の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額および当社が電力需給契約の履行および解約の為に要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならない。

[契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間] + [供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×従量料金の夏季料金×契約期間の残余日数]

38. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅しないものといたします。

VIII 反社会的勢力との取引排除

39. 反社会的勢力との取引排除

当社および電力需要者は、以下の各号について表明し、保証するものとする。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに順ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- (5) 当社および電力需要者は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係先等」という。）に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

40. 契約の解除

当社は、電力需要者が次の各号の一に該当する場合、第37条によらず需給契約を解除することができるものといたします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合。
- (2) 第39条の表明保証に反していることが判明した場合。
- (3) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。
- (4) 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

IX その他

41. 電力需要者情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および当該一般送配電事業者等との間で電力需要者情報を共同で利用することがあります。電力需要者情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

42. 管轄裁判所

電力需要者との電気需給契約に関する一切の紛争については大阪地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

43. 本約款の実施期日

本約款は2023年1月1日より施行するものとします。

附則

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力パワーグリッド株式会社	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力パワーグリッド株式会社	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力送配電株式会社	0.2303	0.0000	1.1441
関西電力送配電株式会社	0.0140	0.3486	0.7227
中国電力ネットワーク株式会社	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力送配電株式会社	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力送配電株式会社	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとの算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1000} + (3) \text{の市場価格調整単価}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格および基準単価

基準燃料価格および基準単価は、供給区域ごとに次のとおりといたします。なお、基準単価は平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時に対する値といたします。

供給区域	基準燃料価格	基準単価	
		特別高圧	高圧
東北電力ネットワーク株式会社	31,400円	20銭6厘	21銭3厘
東京電力パワーグリッド株式会社	44,200円	22銭1厘	22銭4厘
中部電力パワーグリッド株式会社	45,900円	22銭0厘	22銭3厘
北陸電力送配電株式会社	21,900円	15銭0厘	15銭2厘
関西電力送配電株式会社	27,100円	15銭6厘	15銭8厘
中国電力ネットワーク株式会社	26,000円	22銭7厘	23銭4厘
四国電力送配電株式会社	26,000円	18銭3厘	18銭8厘
九州電力送配電株式会社	27,400円	12銭8厘	13銭0厘

(3) 市場価格調整単価

イ 市場価格調整単価は、当該一般送配電事業社が最終保障供給約款にもとづき毎月公表する市場価格調整単価とし、次のとおりといたします。

(イ) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要の場合は、当該一般送配電の最終保障電力Aの該当する値とし、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要者の場合は、当該一般送配電事業社の最終保障電力Bの該当する値といたします。

(ロ) 当該一般送配電事業社が標準電圧、契約電力、計量日ごとに異なる値を公表する場合は、原則として、当社と電力需要者の電力需給契約における標準電圧、契約電力および計量日にもとづき、該当する値といたします。

(ハ) 当該一般送配電事業社が季節区分ごとに異なる値を発表する場合は、ロに定めるとおりといたします。

ロ 当該一般送配電事業社により各平均市場価格算定期間の平均市場価格にもとづき算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均市場価格算定期間に対応する当社の市場価格調整単価適用期間および適用する市場価格調整単価の季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 計量日が1日の電力需要者

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	適用する季節区分
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	その他季

(ロ) 計量日が1日以外の電力需要者

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間	適用する季節区分
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等	その他季

毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等	夏季
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等	その他季
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等	その他季

(4) 燃料費調整単価の揭示

当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格、(1)ロにより算定された燃料費調整単価および(3)の市場価格調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。

2. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、供給区域ごとに次のとおりといたします。

供給区域	α	β	γ
東北電力ネットワーク株式会社	二	二	二
東京電力パワーグリッド株式会社	二	二	二
中部電力パワーグリッド株式会社	二	二	二
北陸電力送配電株式会社	二	二	二
関西電力送配電株式会社	二	二	二
中国電力ネットワーク株式会社	二	二	二
四国電力送配電株式会社	二	二	二
九州電力送配電株式会社	1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島上限価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - (2) \text{の離島基準燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の離島上限価格}}{1000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島上限価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= ((2)の離島上限価格 - (2)の離島基準燃料価格) \times \frac{(2)の離島上限価格}{1000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準燃料価格、離島上限価格および離島基準単価

離島基準燃料価格、離島上限価格および離島基準単価は、供給区域ごとに次のとおりといたします。なお、離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の1キロワット時に対する値といたします。

供給区域	離島基準燃料価格	離島上限価格	離島基準単価
東北電力ネットワーク株式会社	—	—	—
東京電力パワーグリッド株式会社	—	—	—
中部電力パワーグリッド株式会社	—	—	—
北陸電力送配電株式会社	—	—	—
関西電力送配電株式会社	—	—	—
中国電力ネットワーク株式会社	—	—	—
四国電力送配電株式会社	—	—	—
九州電力送配電株式会社	52,500円	78,800円	3厘

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示

(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期 から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ 電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、電力需要者から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

電力需要者からの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

電力需要者の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

4. 休日等

本約款において、休日等とは、次の(1)から(3)に定める日をいいます。

- (1) 日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (2) 1月2日、1月3日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
- (3) 当該一般送配電事業者の供給区域ごとに定める対象日

供給区域	対象日
東北電力ネットワーク株式会社	1月4日、4月30日、12月29日
東京電力パワーグリッド株式会社	4月30日
中部電力パワーグリッド株式会社	4月30日
北陸電力送配電株式会社	1月4日
関西電力送配電株式会社	4月30日
中国電力ネットワーク株式会社	1月4日
四国電力送配電株式会社	4月30日
九州電力送配電株式会社	4月30日

5. 時間帯区分

時間帯区分は、供給地域ごとに次のとおりといたします。

- (1) 供給区域が東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社または九州電力送配電株式会社の場合

区分	対象時間帯
ピーク時間	夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、附則3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
昼間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および附則3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
夜間時間	ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

- (2) 供給区域が中部電力パワーグリッド株式会社または関西電力送配電株式会社の場合

区分	対象時間帯
重負荷時間	夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、附則3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
昼間時間	毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および附則3（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。
夜間時間	重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

6. 契約に関わる注意事項

(1) 電力需要者が当社との電力需給契約締結前に利用していた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）との契約内容に、違約金等の解約に関わる支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社との電力需給契約締結に伴う旧事業者との契約解除により、違約金等を請求される場合があります。

(2) 以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等において利用したサービス等について、当社との電力需給契約締結に伴う旧事業者との契約解除をもって、失効または利用停止となる場合があります。

イ 特典およびポイントサービス

ロ 割引メニューまたは割引サービス

ハ 各種照会サービス

ニ その他旧事業者との取引に関わるサービス等